

別表第1 スマート・エコ製品（第2条第2項関係）

製品名	設備要件		補助要件
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。
高効率給湯器（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。
高効率給湯器（エネファーム以外）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）	
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。	
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。	
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。	
太陽熱システム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。
V2X（ホーム・ネットワーク・インターフェイス）	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		・既設の太陽光発電を備えている。
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。		
【上記以外の要件等】 (1)HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。 (2)スマート・エコ製品、HEMSはいずれも未使用であること。 (3)スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。 (4)同一のスマート・エコ製品からの更新は補助対象外とする。また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む。）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。			